

# 事業所としての熱中症対策に 取り組んでいます



「ファン付き空調ウェア」を着用して作業する菊栽培所の職員

国の労働安全衛生規則の改正に伴い、職場における熱中症対策が一定の環境下で義務付け(※)されたことを受け、笠間市役所でも、一事業所として熱中症を重篤化させないための「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」の取り組みを実施しています。

また、熱中症の重篤化防止だけでなく、発生させないことが重要であるため、炎天下での作業などについては、熱中症予防のための特段の配慮が必要となります。

このため市では、高温の環境下での作業を伴う業務を改めて洗い出し、対象職員に「ファン付き空調ウェア」や「ネッククーラー」などを配布し、夏の猛暑が年々厳しさを増す中、熱中症の予防に取り組んでいます。

## 【高温の環境下での作業が想定される主な市の業務】

- 塵芥処理作業・廃棄物等回収作業
  - 菊栽培所作業
  - 植栽管理作業
  - 除草清掃作業
  - 文化財発掘調査
  - 各消防署訓練
- など

## ※熱中症対策義務化の対象となる業務

「WBGT(暑さ指数)28度以上 または 気温31度以上の環境下で、連続1時間以上 または 1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業・業務

この件に関するお問い合わせ

笠間市役所 市長公室 人事課 担当:藤田(ふじた)

電話番号:0296-77-1101(内線550) ファックス番号:0296-77-1324 e-mail:shokuin@city.kasama.lg.jp

令和7年6月1日に  
改正労働安全衛生規則が  
施行されます

# 職場における 熱中症対策の強化について

## 熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

### 職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが  
「初期症状の放置・対応の遅れ」

### 早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない  
(重篤化させない)ための  
適切な対策の実施が必要。**

### 基本的な考え方



### 現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

**1** 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

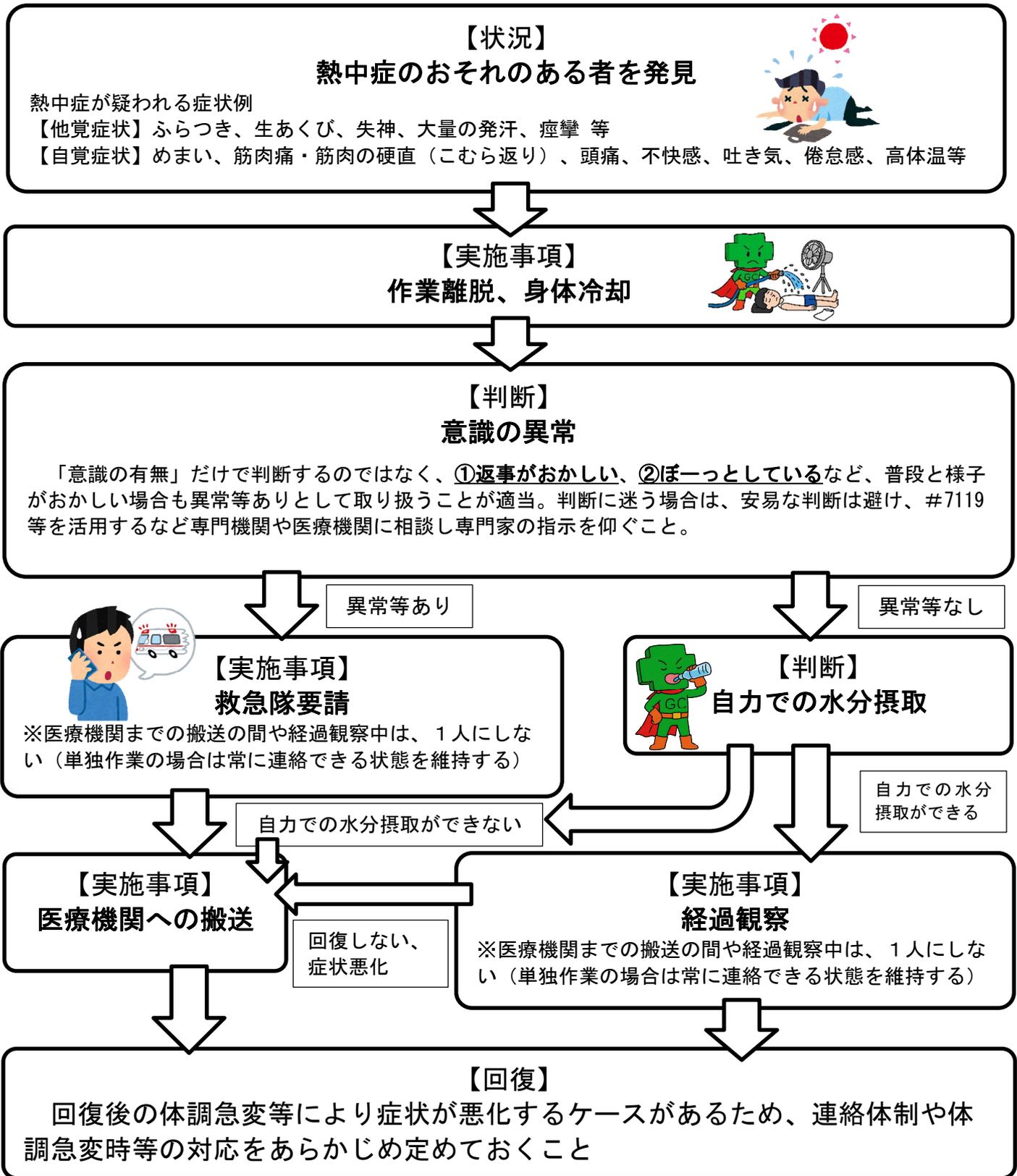
**2** 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、  
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等  
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で  
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。  
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

# 熱中症による健康障害発生時の対応手順



責任者	(氏名、連絡先)
医療機関	(名称、電話、住所)